

原子力規制委員会告示第五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示（平成二十八年九月原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の注1ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

(経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者について
は、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、この告示による改正後の試験研究の用に供する原子
炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に
記載する事項等を定める告示第二条の規定を適用する。